

鹿嶋市告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定により準用する第19条第1項の規定により、鹿島臨海都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成28年5月16日

鹿嶋市長 錦 織 孝



1 都市計画の種類  
用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域及び規制の内容  
(1) 鹿嶋市

ア 準工業地域

(ア) 追加する部分

鹿嶋市大字平井字灘の一部

(イ) (ア) に係る規制の内容

建ぺい率60%以下、容積率200%以下

3 都市計画の縦覧場所

鹿嶋市役所都市整備部都市計画課

鹿島臨海都市計画用途地域の変更(鹿嶋市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

(鹿嶋市)

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の高さの限度	建築物の敷地面積の最低限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 38 ha	10/10以下	5/10以下	—	10m	—	
	約 392 ha	8/10以下	4/10以下	—	10m	—	
小計	約 430 ha						約 18.0 %
第二種低層住居専用地域	約 7.3 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	—	
小計	約 7.3 ha						約 0.3 %
第一種中高層住居専用地域	約 460 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小計	約 460 ha						約 19.2 %
第二種中高層住居専用地域	約 13 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小計	約 13 ha						約 0.5 %
第一種住居地域	約 195 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小計	約 195 ha						約 8.1 %
第二種住居地域	約 89 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小計	約 89 ha						約 3.7 %
準住居地域	約 10 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小計	約 10 ha						約 0.4 %
近隣商業地域	約 10 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 37 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
小計	約 47 ha						約 2.0 %
商業地域	約 38 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	
小計	約 38 ha						約 1.6 %
準工業地域	約 165 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小計	約 165 ha						約 6.9 %
工業地域	約 119 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小計	約 119 ha						約 5.0 %
工業専用地域	約 821 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小計	約 821 ha						約 34.3 %
合計	約 2,394 ha						約 100.0 %

[種類、位置及び区域は計画図表示のとおり] [備考欄の数値を合計しても、必ずしも100%とならない場合がある。]

理由

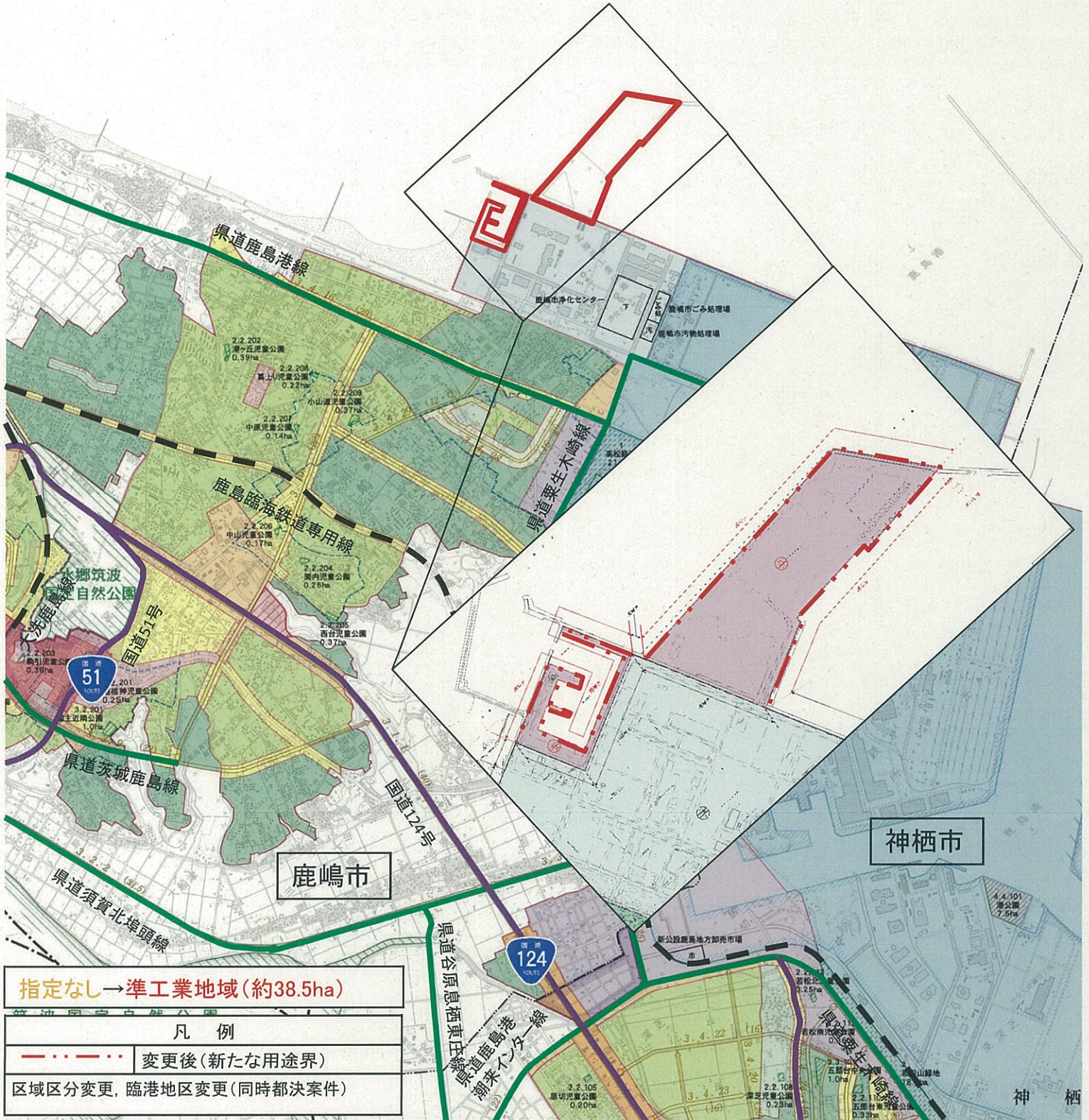
鹿島港において新たに市街化区域に編入される区域については、既存の港湾地区と一体として合理的かつ計画的な土地利用による健全な都市の発展を促進させるため、本案のとおり用途地域を変更するものである。



(鹿嶋市決定)  
鹿嶋臨海都市計画  
用途地域の変更



位置図



指定なし→準工業地域(約38.5ha)

凡例

- - - - - 変更後(新たな用途界)
- 区域区分変更, 臨港地区変更(同時決案件)

【変更理由】

鹿嶋港において新たに市街化区域に編入される区域については、既存の港湾地区と一体として合理的かつ計画的な土地利用による健全な都市の発展を促進させるため、本案のとおり用途地域を変更するものである。